

産業構造審議会 知的財産分科会 不正競争防止小委員会 第5回外国公務員贈賄に関するワーキンググループ 議事録

○猪俣知的財産政策室長　それでは、定刻となりましたので、ただいまより、産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会外国公務員贈賄に関するワーキンググループ第5回会合を開催いたします。

事務局を担当しております知的財産政策室長の猪俣でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、御多忙の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、新型コロナウイルス感染症の対策のため、全ての委員の皆様がTeamsによる参加となります。また、オブザーバーとして、法務省刑事局、外務省、警察庁に御出席いただいております。

議事の公開につきましては、本ワーキンググループでは、新型コロナウイルス感染症対策、サーバー負荷軽減等のため、一般傍聴者及びプレスの方々はTeamsでの傍聴に限って可能としております。

また、配付資料、議事要旨及び議事録も原則として公開という扱いとさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

また、通信の負荷を減らしますために、御発言される際を除き、カメラ及びマイクはオフに設定をお願いします。

なお、御発言いただく際は、Teamsの挙手ボタンを押してください。こちらから指名いたしますので、御発言いただく際には、マイク及びカメラをオンにいただき、発言が終了した後は、マイク及びカメラをオフにし、手を下ろしていただきますよう御協力をお願いいたします。

また、本日は、和田委員が途中参加となっております。

それでは、これより先の議事進行は佐伯座長にお願いしたいと存じます。

○佐伯座長　それでは、事務局から本日の資料について確認をお願いいたします。

○猪俣知的財産政策室長　事前に皆様に送付いたしました資料を確認させていただきます。

資料1、議事次第、資料2、委員名簿、資料3、「外国公務員贈賄罪に係る規律強化に関する報告書（案）」に対する主な御意見及びそれに対する考え方（案）、資料4、外国公務員贈賄罪に係る規律強化に関する報告書（案）変更履歴有版、参考資料1、外国公務員贈賄罪に係る規律強化に関する報告書（案）変更反映版でございます。

○佐伯座長　それでは、事務局から本日の議題について御説明をお願いいたします。

○猪俣知的財産政策室長　議事次第、資料1を御覧ください。本日は、2、報告書案に対する意見募集の結果について、3、報告書案の修正について、に関して御審議をいただき、御意見を頂戴できればと考えております。限られた時間での審議となりますので、御協力をお願いいたします。

○佐伯座長　ありがとうございました。それでは、議題に入っていきたいと思います。

事務局から資料3、報告書（案）に対する主な御意見及びそれに対する考え方について、資料4、外国公務員贈賄罪に係る規律強化に関する報告書（案）変更履歴有版についての御説明をお願いいたします。

○猪俣知的財産政策室長　まず資料3を御覧ください。「外国公務員贈賄罪に係る規律強化に関する報告書（案）」に対する主な御意見及びそれに対する考え方（案）でございます。1か月間ほどパブリックコメントをさせていただきまして、2件ほど意見をいただいたところでございます。この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

まず1. ということでお1人の方の御意見でございます。御意見としては、個人への罰則を10年以下の拘禁刑、1,000万以下の罰金に引き上げることに賛成する。また、法人への罰金刑は、5億円以下に引き上げるのが相当である。

ただ、外国公務員贈賄罪の摘発促進のために、最初に贈賄行為を申告したものについては、刑を必要的減刑とすることとすべきである、でございます。

これに対しまして、事務局としての御意見に対する考え方（案）でございますが、右側、自然人・法人に対する法定刑の引上げに関し、報告書案の内容に賛同する御意見として理解させていただきます。法定刑の引上げの具体的内容につきましては、いただいた御意見を参考としながら、政府内で引き続き検討させていただきたいと思っております。

また、外国公務員贈賄罪の摘発促進についていただきました御意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。

次に、もう一人の方の御意見でございます。これは主に4点ほどいただいております。概要をここに書かせていただいております。

まず、第1章、外国公務員贈賄罪に係る規律見直しの必要性についてでございます。外国公務員贈賄罪の問題は、一国の民主的統治体制の基本に係る内部統制整備を制度上行う問題であることが認識されていないということでございます。

これにつきましては、右側ですけれども、内部統制整備につきましては、第4期対日審査の優先勧告として日本が履行すべきものとして指摘がなかったことから、本ワーキンググループでは取り扱いませんでしたが、いただきました御意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきたいと思っております。

続いて、その下、第2章、自然人に対する制裁の在り方、特に他国制度との比較についてでございます。自然人に対する処罰に保護観察が含まれる視点がなく、また罰金以外にも違法収益の没収や民事罰の付加が行われることなどの記載がないということでございます。

これについて右側でございます。米国制度の記載に関する御意見と理解させていただきます。第4期対日審査の優先勧告では、罰金額の上限を引き上げるべき旨が指摘されていたことを踏まえ、本ワーキンググループでは、罰金額の上限について、米国以外の国々の制度とも比較を行いながら議論を進めさせていただいた関係上、報告書案に一国の制度についての詳細を記述することは難しい面がございました。いただきました御意見については、今後の検討の参考とさせていただきたいと思っております。

そして、第3章、法人に対する制裁の在り方、特に他国制度との比較につきましても、米法に関し、連邦量刑ガイドラインにより罰金額が大幅に変更になることが記載されていないほか、SECやIRSなどが科す民事罰の記述がないでございます。

これにつきましても、先ほどと同様、本ワーキンググループでは、罰金額の上限について、米国以外の国々の制度とも比較を行いながら議論を進めさせていただきました関係上、報告書案に一国の制度についての詳細を記述することは難しい面がございました。いただきました御意見については、今後の検討の参考とさせていただきたいと思っております。

そして、第5章、法人に対する適用管轄（国外犯処罰）の在り方についてでございます。米法に関しては大株主に米国人がいた場合、外国企業にも米法が適用される事実の記述がない。また、世界主義は国際法上問題が生じやすく、米国も建前上は採用していない。実際には実質的支配者が誰か、実質的な検討が必要な事例が多いのではないかと、でございます。

これについては、右側でございます。第4期対日審査の優先勧告では、海外で活動する

日本企業による賄賂が日本人以外の従業員により支払われた場合であっても当該日本企業を処罰し得るように法人に対する適用管轄を拡大すべき旨の指摘を受けたところでございます。報告書案では、それを踏まえまして、両罰規定を前提として、「●条の罪は、日本国内に主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人、その他の従業者であつて、その法人の業務に関し、日本国外において罪を犯した日本国民以外の者にも適用する」などといった規定を創設する制度手当の方向性を記載したところでございます。いただきました御意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきたいと考えてございます。

以上が資料3、パブリックコメントに対する主な御意見、そしてそれに対する考え方の案でございます。

続きまして、資料4のほうを御覧ください。先ほど御説明しました、いただきました御意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきつつ、今年行う制度改正を念頭に置いた報告書としましては、内容の変更は特段行わないこととどうかと考えております。

ただ、改めて報告書の内容を精査しまして、一部訂正などが必要な部分がありましたので、それにつきまして、資料4をベースに御説明したいと存じます。

主に7点ございます。まずページをおめくりいただきまして、外国公務員贈賄に関するワーキンググループの開催経緯のところ、一番下でございますけれども、今回、令和5年1月26日の開催のところを書かせていただいております。

続きまして、2つ目でございます。これはページ番号でいいますと、2ページ目でございます。初めの第1章の外国公務員贈賄罪に係る規律の見直しの必要性のところでございます。ちょっとボリュームが多いので、表示ができていないかもしれませんが、もしもダウンロードなどされていて御覧いただけるようでしたら、そちらを御覧ください。

まず、OECD条約を締結するに当たりというように書かれているところがございます。初めのところでございます。実際には、平成10年の法律改正をした上で締結をすることになりますので、平成9年というのはいささか語弊があるかということで、この初めの平成9年を削除してございます。

また、真ん中ほどにございますけれども、いわゆるデューデリジェンスワーニングを講じることができますのは、基本的にはどの国にもできるということでガイドに書いておりますので、ここは日本だけに出される可能性があるような感じで書いているところを少し修正して文言の適正化をしてございます。

続いて、4ページ目でございます。ここは我々が把握しているものとしての外国公務員、

国内で適用された事案ということで、網羅的に我々としても把握しているつもりではございますが、あくまで把握しているものとして、この文言を明確化してございます。

続いて、7ページ目でございます。ここは表のところでございますが、まず、韓国のところでございます。その利益の額で、金銭的利益が贈賄額より少ないか計算できない場合は贈賄額というのを、初めは2から5倍の後ろのほうに書いていたのですけれども、その場合ですと、この利益の額の2から5倍で、それでない場合には贈賄額になってしまうようにあたかも見えるかということで、この場合も利益の額、あるいは贈賄額の2から5倍ということが明確化するように場所を変えているところでございます。

また、※2で書いておまして、イギリスの記載のところについては、第3期の報告書でございましたので、出典を明確化しているところでございます。

続いて、5番目、10ページ目でございます。先ほどと同様、法人の適用事例につきましては把握している限りではと書かせていただいて、また、括弧が不要でございましたので、罰金額の上限の括弧を外させていただいております。

6点目は、11ページ目でございます。勧告の内容でございますけれども、罰金が科される場合の「科す」という文字については、こちらの「科」を使うということでございますので、こちらのほうで文言の訂正をしています。

最後に、12ページ目でございます。先ほどと同じように、まず韓国はいわゆる括弧書きで書いたところを少し前に持ってきたということと、右側にございますオーストラリアで、その利益の価値の3倍と書いておりましたが、正確には3倍以下ということで「以下」を追加しております。

また、先ほどと同様、※2のところ、イギリスについては、第3期の報告書を基に作成しているというところでございます。

以上、技術的などございませけれども、資料の正確性を踏まえて、訂正を行っているところでございます。

以上が資料3、資料4の説明となります。

○佐伯座長 どうもありがとうございました。事務局から説明は以上ですね。

○猪俣知的財産政策室長 以上でございます。

○佐伯座長 どうもありがとうございます。事務局よりパブリックコメントで寄せられた御意見とそれに対する考え方について、及び報告書案の修正について御説明いただいた次第です。

ここまでの御説明に基づきまして、ここで自由討議の時間を取りたいと思います。御質問、御意見がございましたら御発言をお願いいたします。

なお、御発言の際は、Teamsの挙手機能、またはチャット機能でお知らせいただくようお願いいたします。どなたからでも結構ですので、お願いいたします。

○佐伯座長 御意見等は特にございませんでしょうか。全て原案で異論がないということでもよろしいでしょうか。対面の会議ですと各委員の顔をうかがいながら進めることができるのですけれども、いかがでしょうか。和田委員お願いいたします。

○和田委員 修正点について異論ございません。これまでの議論を反映していただいていると思いますので、念のため申し上げたいと思います。

○佐伯座長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。皆様、御異論がないということでもよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

ありがとうございました。それでは、報告書案に対する主な御意見及びそれに対する考え方案と報告書案につきましては、皆様、御異論がないということですので、最終版の取りまとめにつきましては、資料の必要な修正を含めまして、座長であります私に御一任いただければと存じますが、御異議はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、ここからの修正は私、座長のほうで事務局と一緒にまとめさせていただきたいと思います。

事務局のほうからほかに何かございますか。

○猪俣知的財産政策室長 特にございません。この報告書を我々が提案したもので修正させていただいて、また座長と相談しまして、よろしければ公表させていただきたいと思っております。

○佐伯座長 それでは、早いのですけれども、これで今日の議事は終了となります。最後に、事務局から連絡等をお願いいたします。

○猪俣知的財産政策室長 ありがとうございます。また座長とも相談いたしまして、速やかに報告書の公表を行いたいと思っております。

本日は、ワーキンググループの報告書の取りまとめの回ということでございまして、担当審議官の蓮井より一言挨拶させていただければと存じます。

○蓮井審議官 改めまして、経済産業省の蓮井でございます。

これまで5回にわたりまして開催いただきましたワーキンググループにおいて、外国公務員贈賄に関する制度の在り方につきまして、委員の皆様本当に大変活発に御議論いただきましたこと、改めて感謝を申し上げます。

本日の御議論を踏まえまして、座長とも御相談させていただきました上で、最終報告書を取りまとめさせていただき、その後、経済産業省といたしましては、最終報告書を受けての外国公務員贈賄罪の見直しも含めまして、不正競争防止法の法改正の準備作業を進めてまいります。

本報告書案の中で法定刑の引上げについては、幅を持って書かせていただいているところでございますが、この点につきましては、国内法との整合性を保ちつつ、条約をより高い水準で的確に実施するために、適切な法定刑を設定する上で、関係省庁との調整を進めてまいります。

今後は、先生方からいただいた御意見、報告書の内容を最大限反映した法改正とすべく尽力してまいります。引き続き御指導のほど何とぞよろしくお願いしたいと存じます。本当にありがとうございました。

○猪俣知的財産政策室長　それでは、ワーキンググループの議論を取りまとめていただきました佐伯座長からも最後に一言御挨拶いただければと存じます。

○佐伯座長　OECDの対日審査の勧告に対する対応を強く求められるという大変厳しい状況の下で、5回にわたり充実した有意義な御議論をいただき、本日、報告書案の取りまとめに至ることができましたことに心よりお礼を申し上げます。私の議事進行に至らない点があったかとは思いますが、どうぞその点はお許し願えればと思います。本当にありがとうございました。

○猪俣知的財産政策室長　ありがとうございました。最後に、事務局より御連絡いたします。

報告書案に対する主な御意見及びそれに対する考え方案及び報告書案については、本日の議論を踏まえ、佐伯座長の御了解を得ました後に公表させていただきます。皆様、ありがとうございました。

○佐伯座長　それでは、これをもちまして第5回外国公務員贈賄に関するワーキンググループを閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

——了——